

## 感染症による出席停止について

学校保健安全法により、感染症にかかった生徒は、学校内での感染防止及び生徒本人の十分な休養のため、出席停止扱いになります。出席停止期間中は「出席すべき日数」から除外され、欠席扱いにはなりません。

### ＜出席停止の手続きの方法について＞

下記の感染症と診断 → 保護者が「まなびポケット」にて連絡(電話連絡も可)

①発症した日、②主治医の指示による自宅待機期間(○月○日まで)を記載する。

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(学校保健安全法施行規則第18条、「学校において予防すべき感染症の解説」より)

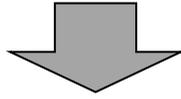
※第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、上の期間とするが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

\*その他の感染症については病状などにより、学校医その他の医師の指示により、校長が出席停止の措置を決定するものであり、上記感染症はその一例である。

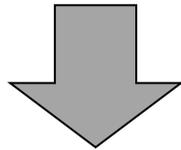
## 《出席停止措置の流れ》

※「診断書」の提出は不要です。

【生徒】医療機関にて感染症(又はその疑い)と診断



【保護者】まなびポケットにて連絡(電話連絡)



※保護者は生徒の①発症した日、  
②主治医の指示による自宅待期  
期間がいつまでかを記載する。

【養護教諭】出席停止の期間の確認、  
感染症情報システムへの入力

### 《担任の先生へ》

「感染症情報システム」への報告を毎日実施しています。  
出席停止の生徒が治癒後登校し、あらかじめ報告されていた欠席期間と異なる場合には保健室までご連絡ください。